法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-09-30

<史料紹介> スレイマン大帝のシリア州カヌンにおける関税と商品税

岩永, 博 / Iwanaga, Hiroshi

(出版者 / Publisher) 法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

12

(開始ページ / Start Page)

48

(終了ページ / End Page)

74

(発行年 / Year)

1959-10-10

四

おわりに

d

商品税 関 シリア州カヌンの内容

各種租税の

機構と性格

地

租

家畜税

税

はじめに

目

次

料 紹

関税と商品税

スレイマン大帝のシリア州カヌンにおける

岩

永

博

アラビア語およびトルコ語化したアラビア語の表現は極力通常のアラビア語の訳音法による。 凡 トルコ語およびアラビア語の訳音法

おいてもトルコ語化しているアラビア語についてはトルコ語式の訳音法により、とくに長母音は表示しない。

ただし、

新トルコ語に

四八

カヌンがトルコ王朝に独特な法秩序の象徴というのは、

イスラム法秩序の補完的要素にまで確立した点にある。

成文化し、

1

ル コ語では英語のjの音。 アラビア語の場合」で記す。

特殊な表音のものは次のようである。

d 英語の that

0

church

ch0

に同じ

に同じ

d

2

強音の 英語 0) に同じ

喉音の

英語 ル コ語 ship の では sh S に同じ アラビア語

では強

L

コ語では アラビア語では

コ語では 2 アラビア語では強

喉音の停止 トルコ語ではに同じ、 アラビア語では喉音の抑揚

はじめに

7 オスマン・トルコ帝国 (1) この王朝の政治機構とくに地方統治組織に法的基礎を整え、その秩序を完成した功績を以て立法者(kanûnı)と讃 のスレイマン一世(大帝一五二〇—一五六六)は、その制定した多数の法令(kânûn)によっ

えられている。 オスマン・トルコ帝国は歴代のスルタンが相継いで多数の法令(kānān)を制定した結果、従来のイス

ある意味ではイスラム神政政治に法秩序を完成した王朝

であり、 イスラム神政政治の秀れた象徴であろう。 スレイマン帝はその頂上にたつ立法者であったといえる。帝の「法令集(kanunnâme)」はいわばトルコ的な

ラム国家に類をみないほど法機構の整備をみた王朝であった。

ン大帝のシリア州カンヌにおける関税と商品税 (岩永) 九

従来イスラム諸王朝の唯

の法体系であったイスラ

それが世俗的な政治機構や非アラブ的な地方慣行を万遍なく

由を解明すのに役立つであろう。

そこに反映している。 並んで効力を与えられた。俗的政治的要素と宗教的要素がこのように深く統合されたのは、アラブ帝国のアッバ れはアラビア人の征服した先進的な旧ペルシア・ローマ領社会の、法慣習や政治秩序を完全に消化統合する点に欠ける 違を示し、 争克がここに現れている。また地方的慣習もイスラム法の原理内で認められるものであるが、民族集団ごとに多少の ところがあった。多くの非アラビア的慣行は,慣習 ム法(sarii'a) は本質的には遊牧民出身のアラビア人社会の法慣習を神学原理によって体系づけた宗教法であった。 七五〇―一二五八)時代にはみられない進展といえる。裏返えせばこの時代における俗的政治的要求と信 ルコのカヌンは 〃勅令'urf〃や〃慣習'adât〃の成文化されたものといわれるように、 各州のカヌンの内容の変差として現れている。 'adât』として法秩序から除外されていた。これに反しオスマン・ いわばオスマン・トルコ神政政権の異民族統治能力の限界 非宗教的法がイスラム法と 仰的 ース

紀間のト 州 カヌンはオスマン王朝がアラブ民族の地域であるシリア州をどの程度掌握したかの深度を示してもいる。これは約四 ち帝は、一五三五年にモースル、バグダード州をサファーヴィー王朝から奪取し、一五四八年にタブリーズ、イスファ が行詰りをみ、一転してイランのサファーヴィー王朝を対象としたアジア政策が活潑化したときに当っている。 二八年と一五四八年の前後の二時期に集中的に現れているが、後のものは帝のオーストリアを目標としたバルカン政策 ハーンへ深く進攻している。このアジア征討の背後地域を固める必要が、 ナの海岸地帯(ベイルート、サイーダ [シドン]、シル [ティル])を含む) 州であった。 ノンを含む)パレスティナ地方を四分する一地域であり、ダマスクス市を中心にその北辺とレバノンおよびパレステ (4) スレイマン大帝のシリア州「カヌン」三八ケ条は一五四八年に制定された。もともとスレイマン大帝の立法活動はスレイマン大帝のシリア州「カヌン」三八ケ条は一五四八年に制定された。もともとスレイマン大帝の立法活動は さて当時のシリア州は、アレッポ州、 一五四八年ケルクーク州、シリア州と、アジア辺境諸州へのカヌンを矢継早に発布した動機であろう。 ルコ に拘わらず、 近代においてナショナリズムが興隆しえたほど、 トリポリ州、イスラエル州(クドス Kudus 州)と並んで、 一五四〇年頃ディヤルベクル州、 アラブ民族文化の温存されていた理 現在のシリア(レ エル ゼル

ものである。 造から政治発展えの帰結やを、展望しようとするものではない。ただシリア州という特色あるアラブ地域の一 ンを通じて、イスラム社会の世俗化えの傾斜、オスマン・トルコの支配力の限界、などの一端を証示できれば幸とする もちろん小稿は、前述のようなオスマン・トルコ政権の俗権性と宗教性の対抗の全貌や、アラブ社会の政治・経済構 州のカヌ

- 規(1) Prof. Ismail Hakki Uzunçar Sli; Osmanlı Tarihi II vol, İstanbul'un fethinden kanun Sultanî Süleyman in ölümüne kadar. Ankara, 1949, p. 297
- (2) Islam Encyclopedia, vo II sharî'a の項。でシァハト博士はアッパース 朝時代イスラム 法の 執行は各州の kâdî に の神政政治が成立したとしている。 委ねられ、カリフは非宗教的統治権を行使したが、オスマン・トルコ朝においては立法をシァリーアの番人としてのイスラ ム法長官 Sheikh ul-Islam が任命され、全立法の合法性をシァリーアに照らして審査する権限を与えられ、完全な意味で

またトルコにおける法の管轄については、Devlopment of Sharî'a under the Ottoman Empire (M. Khadduri, ed.

- 3 M〕)」掲載の Kanunnâme of Ali Osmân(メフメット二世とスレイマン大帝のカヌンナーメ) Istanbul, 1912—13 と kanunnâme を刊行した文献としては「オットマン史研究所報」(Ta'rîhi 'Osmânî Encûmeni Mecmû 'ası〔T.O.E Esaslari, birinci cilt, Kanunlar. 1stanbul. 1945. pp. 220—227 〔今後 Z.E.E と略す〕 オスマン・トルコ帝国の Law in the Middle East. 1956, chap XI.p. 278.) Omer Lûtfi Barkan, XV ve XVI ıncı asirlarda Osmanlı İmparatorlugunda ziraî ekominin hukukî ve mali
- Istanbul,1918 があるが、経済・税制関係のカヌーンが広汎に蒐集してある点でが使利なので、これによる。 「民族研究評論(millî Tetebbü'ler Mecmû 'asi [M. T. M])」・・・・ Kânunnâme of 'Abdur-Rahmân Tevkî î
- 4 \sim 117, 130 \sim 139 この年は、カラマン、アイドウン、マラティヤなど小アジア諸州の立法が多く行はれた。Z.E.E. pp.6~10, 45~48,115
- 5 攻を企てた。その後バルカンの動揺をみて一五二九年ブダ・ペストを占領し、同年ウィーン包囲を行ったのちは、専らイラ ン進攻に没頭している。 帝は一五二一年ベルグラードを占領し、一五二六年にはモハッチの大勝でハンガリーの大部分を制圧し、転じてアジア進
- (6) Z.E.E, pp. 52-72, 194~195

スレイマン大帝のシリア州カンヌにおける関税と商品税

シリア州のカヌンの内容

法

山政史学

のようである。 シリア州のカヌンは上述のように三八条からなっているが、その内容は大別して五つの分野に区分される。大要は次

穀物および果樹の税

が規定で、収穫を以てする」(第三条)。 云いかえれば刈分による物納である。 農業の租税 (el·üsrü)は多くが ハラージュ(harac地租の意)である(第六条)。ぶどお、オリーブ、桑、くるみなどの税はすべて定額税 dimos mefsûl (総額)とも呼ばれる(第三条)。しかし「多くの農地の租税は dimos でなく、cümle-i müteha-ssil 穀物その他の農業収穫に課せられる税には dimos(定額税)と cumle·i·mütehassil (刈分税)との二種 が 果樹からは定額のハラージュを徴収する (第四、五七条)。 また野菜地についても同様で ある。 は「貨幣または穀物の定額取極め (akçeye ya gallâta maktu' olan」のもので、また fasl ある 果樹の定額

(Ⅱ)家畜税

税は、オリーブ二本で一 akge、桑五本で一 akge くるみ一本で二 akge、などである。

羊は二頭につき lakçe

輸出入商品に対する関税(Gümrük) 州内を通過するもので越冬する羊群は一群につき一頭

関税は東洋からくる香料でも織物でも駱駝一頭黄金(altun)七枚であり、ヨーロッパへ輸出される hakki kibleは を課せられる。シリア州で販売されず他の州え送附されるものはキブラ税 (hakk: kible)を徴収される。 マスクス市の倉庫で(計量して)課せられる。こうした貿易商品は売買の際さらに仲買税('adet i dellâliye)等 シリア州に出入する商品にはすべて関税(gümrük bacı)を課せられる。 関税は輸出入港ないし州境と、

,て評価し価格の三%の税をとり、他州え送られるものはさらに一梱包毎に四 akge 1/4

の hakki kible を徴収

☆はヨーロッパ人の場合売手から価格の一○%、買手から八%の税をとる。ヨーロッパからの輸入商品は市場にお

梱包七 akge 1/3 である。倉庫において計量されたものは二%の税がとられる。輸出商品が市場で売買される

する(第十一、十二条)。 (jengâr) は一○%、またヨーロッパ商品の (atlas) ・各種のびろーど (kemha, kadife, kefiübâ)・棚瑚 東洋商品では生姜(zencbil)・藍(nil)、ゴムのラック(lök)は売手買手双方から○・五%、樟脳(kâfûr)胡椒 (tesbih imercan)からは二%、羽毛(çuka)・真珠灰(kalay)・鉛(nuhas)などからは○・八%の税を徴収

する。ダマスクスの市場で売買される場合イスラム教従から徴収される税を仲買税('adet i dellâliye)といい

埠頭の門で、「港の門の義務 muceb i bâb·i Minâ akçe)」という税をとられる。 貿易港の税についてみれば、ベイルート、サイダ(シドン)、シル(ティル)、アッカー、ジァッファの港では、

トン] ○ akçe

紗(hârâ)と称せられる atlas i-mutenevvi'a, sof i mücender など

トン ○ akçe

普通の珊瑚の珠のもの リトル

砂 (zincifre) 香 (mastakı)

その他サフラン (za'feran)、胡椒 (jengâr)、杯 (kûze)、コップ (kadeh)、 二、五〃

酒瓶(hamir cökeli tar-

tir)、燭台および燈火用ランプ(sirça akdäh ve kanadil)、量器(çab)、石黄(zirnih)、などに多数の商品 別の税額が定められている(二六条)

などである。

(下)商品税

シリア州内で生産された商品の、市場で取引されるものえのを、商品税('adet)という。商品税は概して商品

別にまとまって設けられている市場(sûk, bazâr, dâr)において取扱量を基準にして課せられる。 a) 果実の税 ('âdet dâr il bittih 西爪の市場税の意)は一箱(yük)単位で課される。

スレイマン大帝のシリア州カンヌにおける関税と商品税

d

)奴隷市の税('adet i bazar i esür)

e) 羊肉の市の税

羊は一頭につき売手から○・五 akçe を徴収する。(第十六条)

黒人白人とも男奴隷は売手から三〇 akge を徴収し、買手には無税

(第一五条)

(bashanenin 'adet 〔羊の〕頭の市の税の意)

法政史学

c)家畜市の税 ('adet i bazar i esb 'an)。これは売手・買手の双方に課税された。 . b)野菜市税 ('adet i dar-ül hudar)、一箱 (çuval) 単位に課税される。 らくだ (deve) 未熟ぶどお hisrim/ 柘榴 rummân-ihamiz 西洋桃 (vicas) トマト (badencan)・人参 (basal) 隠元豆 (lübye) など 牛 (câmus) 馬 (himâr] 瓜 萄(tin) 檎 (tuffah) 桃 (kiras) (at) (mismis) » ('acûrun) (erük) akge と 一 ritl (一 rith は tu'ma という手数料) 中 akçe 但冬作は三 akge 半 akçe

(f)種子の市場(sûk·i bûzzurîn)の税

売手は一〇〇 akge につき五 akge を徴収する。(第一七条)

g) 氷雪の市 (hân-üs-selc) の税

雪は一カンタルを八パラで売る。従来はジュース商(serbetçiler)が一カンタルにつき借料一二 akçe、謝礼

(vehbe)八 akçe を払うている(第一八条)

(h)穀物市の税 ('adet i bazar i gallen)

また大麦(arpa)やその他の穀物も同一。

指定された穀物市(galle bazar)以外での取引は厳禁されている。(二〇条) 小麦(bugda)の大袋一袋につき買手から二 akçe を徴収する。

(i)一部の加工業の税

用料を納めるなど……(二五条) 用料は請負(maktu')であり、 たとえばジュルード村は五百カンタルの炭酸加里を生産し一二○○ akge の使 当り土地使用料 ücret i arz八 akçe、 Merc, Cebbetül-âl Kalmun 村などの附近で製造される炭酸加里や塩は政府え持参買却した際、一カンタル と特許料 kirâ 八 akçe とを徴収される。特定の土地は kilâ の土地使

(▼) 異教徒 (keferler)

租(harac)としてキリスト教徒に八 akçe、ユダヤ教徒から八 akçe を徴収し、 スト教徒から二 akge ユダヤ教徒から一〇 akgs を附加徴収する(三三条)。 異教徒には人頭税 cizye として四○パラ八○ osmân が徴収される (二八条)。また (農民の) 異教徒には地 それに人頭税 (cizye)をキリ

から請負われていたが、州財務庁は四〇万 akge と定めた(第三三条) ているため異教徒の特権をなしていた。シリア州のそれが従来三〇万 akçe で、州財務庁(defter i hakanide) 異教徒の税として特異なのは酒類取扱税(mukata'a i hamir)で、酒類の取扱はイスラム教徒には禁止され

以上がシリアにおける税制の概要であるが、これらの分類や税率をみると、イスラム法学で規定している種目や税率 スレイマン大帝のシリア州カンヌにおける関税と商品税岩永 五五

トルコにおいてはほとんど独立の税種目のように詳細に規定している(『の項)。

これらのカヌン中の租税構造が、イスラム法の規定とどのような異同をもつかを検討せねばならないが、それに先立

はあるが多数の種目を次の五群に分数して、税率を定めている。 と少なからず相違している。イスラムの法学では税(zarîba)を喜捨(zakâat)と見做し、また学派によって多少の相違

イ、土地の収穫すなわち穀物(gallât)の zakât

ロ、果実 (fâkiha) 野菜 (hadar) の zakât

ニ、金・銀(nuqd) の zakâtハ、家畜(sawa' im)の *zakât

からはドロは云っぱ上也つ兑で又嬳のした、商品('urud al tijârah)の zakât

cizye)が徴収された。27、日、同は四〇分の一を税率の原則としてい、また最低課税額 (nisâb) を定めて一定額 (羊 四〇頭、駱駝五頭、金銀は二〇〇ディルハム)以下の僅少財産は課税を免れた。 (1|3-2|3) がそのまま踏襲され **がおよび回は云わば土地の税で収穫の一○分の一を税率とする(但** 'ushr (十分の一税 トルコ語 'üsrü')と呼ぶ。 但アラ ブ 人が征服によって穫得した土地には前政権時代の税率 harâj (地租トルコ語 harac) と呼ばれている。 人工灌漑地はその半量二〇分の一)。これを 異教徒からは人頭税

kât については全く取扱われていない。 一方鼣の商品の zakât の部分が詳細に 商品を分類して、 すこぶる広汎であ mmi) の人頭税 (jizya,トルコ語の cizye)が独立の項目のように重要に取扱われている(Vの項)。またアラビア帝国 る▼項)。関税('âshir トルコ語 gümrük)はイスラム法では単に公道の関所で徴収される商品税と取扱っているが という)と言及している (Iの項)。 (Mの放牧家畜税はごく簡略に規定されている(=の項)。 (I)の金銀 (nuqd) の za 別が全く混乱してい、'usrü は農業収穫税一般を指す名称として用いられ、harac は üsrü の一種類 ('an il harac においてはすこぶく厳密に区別された十分の一税 ('ushr トルコ語'usri) と地租 (harâj トルコ語 harac) の区 の穀物収穫や回の果樹・野菜収穫がとりあげられた。 シリアの税制も一応の構成はこの原理に順応しているが、種目の重要性や税率は著しく変化している。すなわちまず しかし、その一部に含まれる非イスラム教徒 (被保護民

従って宗教的と考えられる、

一頭に

「類別した税種は一応イスラム信仰に基く宗教法上 (ser i)なものであるが、

徴税が行われている点である。

宗教法上の租税も、

後に詳述するように、

決してアラブ帝

その他勅命による('urfi)

1

ン大帝のシ

y

テ州

カ

2

×

K

移

H

3

関税と商品税

(岩永

って一般的問題を二、三指摘しておかねばならない。

は

スヌン

0

内

は

トルコの各州に

よって種

一々相

業収 養蜂などの農村施設えの徴税規定も含め) であった所以であろう。 王朝の支配 定で占め すると、 収穫や ノリア 農村の未端まで透徹しえた。 緻 で ある。 られている。 農村では支配は、 権 租 お の浸透度の濃淡に左右され の条項がやや詳しく、 これ ては穀物 に反して、 こうしたカヌンの内容の相違は、 ・果実などの農業収穫えの税規定が比較的簡略であるのに比して商品取引に関する税規定が いきお 小アジアの諸州は農業収穫と土地に関する税規定が遙かに詳細を 西アジアのアラブ諸州ではアラブ人豪族・ い間接的にならざるをえなか 反対に当時地中海岸の代表的商港トリポリ州 ているといえよう。 商業税規定はやや簡略である。 各州の政治 住民の大部分がトル かった。 西アジアで地租の規定が 経済状勢の相違にも基くが、 またアラブ諸州でも隣接のア 部族の封建的領主層が残存し、 0 コ化された小アジアではそ カヌンは大部分関税と市 簡 略 極め、 またとくにオスマ カン 0 L (家畜や ッポ ば 場税 都市を別 0 州 ば抽象的 統 、水車、 のは 2 治 0 カ 規 農

実その収入が各州 たが9 れ てられ、 (イエニチ 財源を中央政庁の所管として、 第二は前項とも関連するが、 専売税、 厳重に徴収された点である。 反面 各州で厳 ェリや常備軍兵団、 関税、 尨大な領土の統一を維持するのが専ら官僚組織と軍事力に依存し 0 しく徴収された。 財 放牧税、 源に占める比重も低くなく関心の高さを充分推測させるも それに一 西アジア諸州 砲兵団 直接これをスルタン政府が徴収 トルコ帝国の政治機構 カヌンの規定がこれらの分野で、(1)と一部の市場税などの、主として作 0) 編成など) 0 般的傾向として、 組織するため の特質は整 主として貨幣収 備され た点に明らか シリアでも都市や商 頗る詳しく具体的であ 財政 入の た軍 収入の中央集中 ものが た点で、 事的 0 である。 ハがある。 (12) 采邑 含め 強力な中央政 制 人か 5 国有地の 傾向がみ 6 -れ L たの わ の貨幣税収 年々中央政府から地の地租収入のほ ば分権 も当然であろう。 られる。 庁 と常備的 的な傾向に かい これ 重 軍 視 特定 あ 寸 3 頭 3

五七

も(masdariyec 関税の手数料)は本税の半額に達す るな どの状況で あるから、これら 〃勅令上の'urfi〃 の税はこ 認められ(例えば、市場税の計量税 resmikapan など)、両者を明確に区別しがたいものがある。ともかく、avâridi 替の意、なんらかの労力奉仕の代りという名目で徴収され、一七世紀には多数に上った)、各種の手数料 (訴訟、その (3) (3) 化したわけでオスマン・トルコ政権における世俗主義の強化がこの点にもみられる。 / 勅令上の / 税の最も一般的なも 名称をもった)など。もっとも宗教法上(ser i)の税種でありながら徴収形式が規定外の場合は勅令上('urfi)とも 他官庁特許などの事務に対する手数料として徴収され、結局担当官吏の不足給与の償となったもの、種目ごとに異った のは《宰相庁の税 'avâridi divâniye》(戦時などの財政窮迫の際臨時税として徴収された)、《免賦金 した。後者の内容は、 の思想は租税誅求の抑制に役立った。 しかしトルコ政府はそ の 枠を越えて 〃君主命による ('urfi)〃 税種を造出 国時代の方式通り実施されたものではないが、 八世紀国勢襄頽期には相当大きな比重を占めたと推定される。この点オスマン・トルコでは宗教法上 ser は農民の地租の一〇—一五%にも当り、免賦金の税表は一七世紀には現物納附税表の半数にも及び手数料(B) (B) しばしばすでにトルコ族諸政権が慣習上実施していたものであったが、それをいわば公認の制度 一応その 種目や税率の 水準は尊重され、 その意味では宗教法(sha'a) bedelât(代

注(1) これは「罪を浄める(tuzakki)ために自己の財産のなかから喜捨(sadaka)すること」(コーラン八七章一〇四節」とい あり、「喜捨こそ財産を増大し、宗教の功徳を増す」として財産の喜捨(sadaqa)を勧めた。これが税としての zakât の起 う思想に発している。喜捨の意味は「まことに浄き者は栄えん qad aflaha man tazakka」(八七章一四節)と述べられて いるように、 〃清浄〃の意味をもつが、別に〃成長する〃〃増大する〃(作物が成長する zaka al zar') のようにの意味が

iという原理の崩壊傾向を無視できないのである。

2 であり、家畜が売買されるときはばの商品税となる。家畜税の一例は次の 家畜税は羊・駱駝のみでなくあらゆる種目について定められている。しかしそれは遊牧民など家畜所有者にたいする課税 五一 九頭に対し山 羊一頭

二五一三五 四

三六一四五 牝駱駝一〃

四六一七五

なお羊は四○頭以上に一匹 七六一九〇

3

て」(中東研究 三号 昭和三三年、

る。その歴史的成立過程については E. Pröbster, Privateigentum und Collectiuismus, Islamica vol. IV, No.4. (1936) とくにその pp 435~9。

4 5 Aghnides, op. cit, chap 1. Sec 11. たとえばエルゼルム、カラマン、クタイハその他小アジア各州のカヌン。(Z.E.E pp. 45~48, 62~72, 23~28) に詳細である。

medan Theories of Finance. New york, 1916, vol 2, chap. 1. sec. IV, chap. 4 に極めて詳細に解説されてい

農地制度と地租のイスラム法学でももっとも複雑な問題であるが、概要は拙稿「イスラム諸国における国有地制度につい

四四一四六頁)で解説した。その神学理論の諸主張は Nicolas P. Aghnides, Moham・

A. N. Poliak, A. Feudalism in Egypt, Syria 1250~1900. Lodd fon, 1939, chap. 5

7

6

Z.E.E pp.206~210 Z.E.E pp.211~216

9 8 H.A.R. Gibb & Harold Bowen, Islamic Society and the West, vol. 1. part 1, chap. IV はとくに詳しい。

Osmanischen Reiche, Leipzig, 1872 2 vols. Vienina, 1815. Tischendorf, P. A. U., Das Lehnswesen in den moslemschen Staaten insbesondere in

た古典的著作として、Hammer—Purgstall, Des Osmanischen Reichs Staatsverfasung und Staatsverwaltung

 $\widehat{10}$ Gibb & Bowen; op. cit. vol 1. part 2, pp, 15-16

 $\widehat{\mathbb{I}}$ Gibb & Bowen, ibid.p. すなわち一六世紀初頭における各州の収入を采色地のものと課税収入によるものと区別してみて、次の計数がえられる。

・スレイマン大帝のシリア州カンヌにおける関税と商品税

(岩永

五九

六〇

采邑地収入

四九三、〇六三アクチャ 六、三三七、五八八

0, 01 111, 八一九 八五六

一、三八九、二〇四

六九四、

七三五

一、六六〇、三四六

ィヤルベクル 州 一八、〇二五、二九一

七五三、

Gibb Bowen, ibid, p.45

ディヤルベクル州とかモースル州などの奥地農業地帯と比し、トリポリ、アレッポ、 (もちろんこれには公有地の地租収入も含まれるが、それも中央政府の財源である) 高い比重を占めていることが知られ シリア州などの非采邑地の課税収入

13 といる。Lutfi Pasha, Asafnama, ed & trans, by R, Tschudi.Berlin, 1910.p 42, セリム一世の時代には一回徴収され、爾来四―五年に一回、非采邑主以外の住民全員から一人当り二〇 akce 宛徴収され 1. pt 2, p 3 の注 1. 但 Gibb & Bowen, op. cit,

15 (羊の数税)など。 注(13)の四一五年に一回二〇 'akçe の納附は農民一戸の三六一四〇 akçe の一〇—一五%に当る。

14

しばしば一定の現物納付

(硝石、

木材羊など)の義務のあったものが、

現物に不足したために分担した 'adedi ag nam

(16) Gibb & Bowen, op. cit. p.

Gibb & Bowen, ibid, p 14.

租税の機構と性格

については充分の材料が備らないからである。ここではただ大綱を指摘するにとどめ、、やや規定に詳しい関税と市場 マン帝国の全政治経済機構の解明を伴わねば不可能であり、ことにまたシリア州のカヌンに詳細を欠く地租家畜税など カヌンにみる以上のような租税制度を全項目についてイスラム法の規定と照比することはさけたい。 それは結局オス

a) 地租制度

税を検討することにしたい。

ン大帝の

シリア州カンヌになける関税と商品

税

地として領主の徴税に委ねるか、 税を指したウシュル(十分の一税 朝時代と異 であるハ ラー mutehassil (刈分制) に高率の って采邑 ジュをその一種と見做すような、 ル コ の 制 ハラー 地租はほとんど すべてハラージュ (iqtat, dirlik) ジュを徴収するというイスラム法学の基本観念はほとん消滅しているようである。 かの区別が重要視された。 された結果であろう。 'ushr, 'usrü') の名称が、カヌンでは地租の総称のように用いられ、 を基礎とし、 混乱した表現が、 農地はすべて国有と見做され、 (harac) で、それが いかえれば、 散見する。 私有地 オスマン・トルコの国家機構がアッ demos (定額金納租 (milk) 王有地として直接課税するか に低率のウシ 公有地の 私 有 地租 1

地の され にウシ 所 は本来被 エジプト 一、二世紀来来 . K . 1 みが 地の 完全にその スラム国家の制度ではウシ た では 私有地 とし 所有権を帰属させる結果をどこの社会でも現出し 額 コ ル 地 服民 ラージュ においても引続 のウシュ イスラムに改宗した場合にも継続された。 、分権的 である非イスラム教徒の私有地に課せられた地租 0 (Ard al mamluk) では、 化 ス ルーク朝 地は本来イスラム国家が 世紀以降、 ルタンとカリフに上級の所有権を行使させ、 al 'ushri) ル納附地に転換された。 過程を跡づけることはむづかし な采邑制 私有的 いて国有地とされてい 三五〇 の拡が ュルは本来イスラム教徒の私有地 、農地はほとんど全く存在せず、 最初から封建領主の手でイスラム政権の領土と化された小アジア地方(すなわちオス が存在する結果となった。 であるという制度が成立している。 ったことが、 一五一七) 従って被征服地の多くは高率 所有権をもつもので私有権の た。 時代に土地 基本的な要因とみられる。 ただしこの地域ではなお多少の 1. ただそれがアラビア人征服者の私有に帰した際にの が、ごく概括的にいえば本来集権的であったイ た封建的慣習が、 このような地租の差別がさらに土地の所有権の差別に転化 私有地とウシ は大部分国有地 土地国有観念を現出したであった。 (収穫の (milk)に対して課せられる十分の一 ない公有地 こうした変化は長い歴史的変遷の終局 0 12-13)であった。 2 ハラージュ ラージュ地に対する私有権を否定し、 耕作農民の私有権を否定し領主と支配 ル miri 税は都市の宅地と果樹栽培地に対して 私有地が残存しウシュ と見做されるに至ってい、 (arzal emiri であ 地 (ard al-harâj) ح こうしてシリ 税、 の スラム社 み征服 ラー ウシ で、 ラージ のみを納 的 . ユ は

orafの権利はトルコの初期にはより安定していた。采邑制が原則であったため、采邑主は領民に対する個人的接触をも

っていたからである。しかし一七世紀以降は政府が采邑授与を極力抑制し、徴税権の請負制をとるようになり、都市の

る限りで保証されたものであるが滞納をした場合や三年以上耕作を拋棄した場合には、無補償で剝奪された。

またtass

重要視されなかったのはごく自然の結果といわねばならない。 認められる止まった。オスマン・トルコの農地制度で私有地と公有地、 その区別を示すウジュルとハラージュの制度が

等しい政治的強制権をも行使しれた。 所有者は国家か封建領主であり、土地経営を欲した個人は税請負権 (muqata'â) をえて、 額金納制(maktu'i·akce)と定額物納制(maktu'i·gallât)かまたは刈分制(cumle·i mutehassil)に区別され、 特許をえるかして、ウシュルとハラージュの差額を取得することに努力を集中した。小作形態は必しもオスマン・ト れた。所有者または用益権者は、その土地をウシュル地に化するか寄進地(waqf ないし hibâ) か授与地 (iqtaʻa) の れによってハラージュが国家に帰属するか、所有権者または用益権 (manfa'a) の保持者に帰属するかが厳密に規定さ 作 (musågat, mu'âmala) 刈分小作契約 (muhâsam, musahama) などの諸形態が法学者によって区分された。 作形態は、定額(おそらく金納)小作契約(mu'âjara)、定額(物納)小作契約(muzâra'a, muhâbara)、 コ時代と大差ないようにみられる。土地の所有者が領地支配権をもたぬ個人であったオスマン・トルコの小作形態は定 上述のようにアラブ国家(ウマイア朝やアッバース朝)では農地はウシュル地とハラージュ地の区別が重視され、 徴税権とともに封建領主と

(barâci mukâsama) の土地では生産の半量が永小作権のある農民 (reaya mutassarif) の取分となる。 ー一六へクタール)の土地である。これが農民一家族の基準的所有地とされる。 また刈分制(cumle i-mutahassil)) 者の農民の税(resmi mucerred)を八 akçe としている。 一 cift は上地六〇ドウナム、下地一〇〇ドウナム(一〇ちわ harâc muwazzaf)か年四〇 akçe であり çift をもたぬ農民の税を年(resmi bennak)一二 akçe、無妻帯ちわ harâc muwazzaf)か年四〇 akçe であり çift をもたぬ農民の税を年(resmi bennak)一二 akçe、無妻帯ちわ harâc muwazzaf)か年四〇 akçe であり çift をもたぬ農民の税を年(resmi bennak)一二 akçe、無妻帯ちわ harâc muwazzaf)か年四〇 akçe であり çift をもたぬ農民の税を存している。アレッポ州では一 çift (農地)の農民の税(demes, すなったと推定できるから、後者の基準を参考までに掲げる。アレッポ州では一 çift (農地)の農民の税(demes, すなったと推定できるから、後者の基準を参考までに掲げる。アレッポ州では一 çift (農地)の農民の税(demes, すなったと推定できるから、後者の基準を参考までに掲げる。アレッポ州では一 çift (農地)の農民の税(demes, すなったと推定できるから、 農民の耕作権(tassaraf)は tapu と呼ばれた権利書の授与によって確保された。tapu による耕作権は税を納入す 地租の基準はシリア州のカヌンでは明示されていないが、おそらくそれはアレッポ州、エルゼルム州などと近似であ

tassgruf を不安定とした。トルコの土地国有制は時代とともに強化されて、農民の耕作権を弱化し、 商人資本家ないし官僚的軍人が請負人となったため、個人的接触のない請負人 (muqâta 'aci) 滞納は増加し tapu 権を失う者が頻出した。また請負人は tapu の更正によって利益を納めんとして一層耕作権 による誅求 商人、 官僚・地 高

注(1) Z.E.E. p 221. 第六条未尾

租請負人による農村支配を招来している。

- 2 M. Lemmens. Etudes suir le regne du calife omaiyade Mo'âwiya 1 er, Beirut, 1907, p
- $\widehat{\mathfrak{Z}}$ 論の役割を強調している。 Pröbster, Privateigentum und Kollectursmus (pp. 436~7) は、これの理論的支柱となったイスラムのワクフ理

medanische Studien, 2 Halle, 1889~20) 論の探究が手がけられ、 Abu Yusuf, Al Mäwardi 等 の主張が、 Nöldeke, Goldziher 等 de la propriete territorale, dans les pays musulmans et subsidiairement en Algerie, Paris. 発生はきわめて古く、一八三〇年フランスがオスマン・トルコ領アルジェリアを征服した直後に遡る。フランス政府が本国 Asiatique, vol 3, 14, vol, 4, 1.) これが発端となって、トルコの国制の原拠であるイスラム宗教法のとくに国家経済理 論を利用して、現住民の耕作権剝奪を強行したのが、 その 発 端 をなした。(Worms, Recherches sur la constitution からの移民に農場地を授与するについて、イスラム社会では原住民の私有権が存在せず土地の国有制が原則であるという理 イスラム社会における土地の公有制の問題は、「九三〇年代まで、その社会経済史研究の核心をなしている。この研究の (J. Goldziher Muhasum 1846, Journa

等によって相ついで研究紹介されている。これらの原典研究に基いてイスラ法の原理が究明されるとともに、イスラム神学 者自身の原理に矛盾が存在していることも指摘された。こうしたイスラム神学理論の矛盾を手掛りとして、結局法学理論も 一つの歴史的発展の所産であり、アラブ帝国初期の征服と政治の推移を背景にし相矛盾する根拠の複合から生じたことを指 摘したのが、ウェルハウゼン、ラマン、ベッカーなどの経済史的研究であった。

ich nud seiuSturz, Berlin 1902, C.H.Becker Entstehuug von 'usr·und Harag Land in Egypt, 1924~5. れらの教理と現実政策の妥協の上にシァリーアに確立された法規定も成立している。(Wellhausen, Das arabischen Re ジュの原理の統合、イスラム教徒と非イスラム教徒の経済的差別を蹂躙して財政充実の必からハラージュを認めた政策、こ 沙漠アラビアのオアシスに適用された低率の租税ウシュルと、大河流域の灌慨農耕地帯に成立していた高率の地租 ハラー

スレイマン大帝のシリア州カンヌにおける関税と商品税

Lammens, Etudes sur le regine du Calife omaiyade Mo'âwiya 1er, Beir ut 1907)

法政史学

第一号

- 4 m. Strassbury, 1903, p. A.N. Poiiak, Feudalism in Egypt, syria, Paletina and Lebanon, 1250—1900. Lon 政権およびエジプトのマムルーク政権であった。C.H. Becker, Beitrage zur Geschihte Egyptens unter den Isla 宋邑制を原則化したのはセルデューク王朝、それを確立したのは、セルデューク王朝を継承した諸スルタンやアタ・ベク
- 5 Gibb & Bowen, op, cit p.
- 6 Abû Yûsuf, p.70 sq Al-Mâwardi, chap 13, pp.137~141 法学書では'ushr および kharâj の項ならびに賃貸借(ijârah)の項で詳しく取扱われている。Umm. vol. iv, 98 sq
- 7 カラマンでは三六 akçe エルゼルムは五〇 akçe Z.E.E. p. 40,p. 63
- 8 resmi bennak はクタイハカラマン州、エルゼルム州で一二 akçe であった。E.E.Z p. 24, p 40, p 63.
- 9 オスマン・トルコ帝国の采邑地規定によれば采邑地の大きさは timâr, ziâmethâss に三分され

二、〇〇〇 akçe 以上 二〇、〇〇〇 akçe 未満 Cebeli 一ないし五人供給

ziâmet 二〇、〇〇〇 akçe 以上 一〇〇、〇〇〇 akçe 未満

六人以上 一八人供給

o-pedia of Islam の'Timâr'および'Ze'âmet'の項。Gibb & Bowen, op. cit, vol. 1; Pt. 1, pp. 45~49 ○戸がその経済を支えていると考えられる。一村ないし半村、三分の一村程度の領主権となる。 采邑制については Encycl 従って騎士一人の給与基準は一、〇〇〇 akçe(ヨーロッパ州では、三、〇〇〇 akçe) である。騎士一人当り標準農家五

(b) 給与額については Tischendoof, Das dehenwesen, p.88

クタイハ、カラマン、エルゼルムの諸州でも、 のについても百頭につき一頭が徴収される(二節り項)。羊の税 (resmi agnîm) は他の州でもたとえば、小アジアの シリアの家畜税は羊二頭毎に一 akge、 山羊についても同額が徴収される。 いづれも二頭に一 akge とされている。クタイハ州では羊二四頭以下 また他州から遊牧してきて越冬するも

さらに領内の放牧者に対して州によっては牧草税(一群に対し三 akçe 関係の税が種 領主的貧欲が露呈している。またこうした遊牧民からの貨幣徴税は不可能で、当然現物徴収制がとられたわけである。 う。また通過する遊牧民に対しての課税は完全な統治権のない場合で特例といえるが、ここに極微の税源まで遂求する 基準にしているからであり、それはアラビア沙漠内では今日でも継続している慣習である。し 価格が二〇 行われる地域での、 である。 なく税をとった。これは他州のカヌンでは放牧税(resmi otlak)と名づけられて、多くが百頭(または一群に)に一頭 税する~としているから、免税の限界はあったとみられる。。 いうまでもなく家畜税を家畜数で規定しているイスラム法は、貨幣経済の発達していない遊牧民社会の慣習を 〃羊の税〃は不要としている。正確に四○頭を免税点にしていたかは明確でないが、シリア州でも群に対し課(2) ekçe 内外のとき、二頭につき一 ekçe は二・五という税率の原則をさまでははづれていない 々の形で加重されていることは見のがしえない点である。 しかも定着農民の牧畜にたいして、金納制が成立するのはごく自然の成りゆきであろう。 遊牧部族からは通過するものも一定期間止まるものの別 程度) が徴収されている場合がみられ、 しかし、貨幣経済の活潑 羊の市 えよ

- (2) Z.E.E p. 24 (第六条) p.47 (一九条) p.68 (三〇条)
- (3) Z.E.E p.224 (第二十九条)
- トリポリ州の第十一条 Z.E.E p.208 エルゼルム州の第三〇条 Z.E.E.
- 5 サウード王の徴税吏が春月に家畜税の徴収に巡羅する状況を報告しているが、 1953. J. B. Philby, Arabria and the Wahhabis. 198. p.270 ここでは税率はイスラム法の原則そのまま K.S. Twitchell, Saudi Arabia

くて 関 も

D に由来する。 オスマン・トルコででは関税を gümrük と呼ぶ。この言葉はギリシア語の koumerke ラテン語の 極めて古くから使われているが、外国貿易について輸出入港で課せられる税の内容をもったのは十九世紀 最初は単に外国商品に課せられる税というほどのもので国境のみでなく、 国内での州境、 その他の場所

レイマン大帝のシリア州カンヌにおける関税と商品税

(岩永

宿泊し、取引をする場所で、そこで商品は計量・課税されている。 iMina 国内税関では gumrük bac, hakki kible, 'adet dellâliye などと'。 のにも課税された。シリアの州内では hâan i Yunas,Kisve に税関があったが、 ダマスクスの周囲のhân Ayash, た。輸出入港や国境州境で徴税された上、さらに消費される都市の取引の場所で課税され、また他州に再送附されるも 【ホムス路】hân Abûes—Sham(メソポタミア路)などは後年税関の役割を演じた。また市内の Hân は隊商商人の またその税は全国的に共通した名称はなく、種々の地方名で呼ばれた。シリアの諸港では 関税はまたすこぶる重複して徴

関税率は州毎で、また商品によって多少相違した。オスマン・トルコ帝国がいわば全国的に統一した税率や機構をも 結局地方的慣習と機構をそのまま容認し運営した結果にほかならない。

によって最初国境はもちろん州境にも配置されて、一様に通過商品えの徴税に当った。 についても異論があるからである。規定は商品輸送の行われる公道上の徴税の問題として取上げられた。こ の 場 合 で 目の一つであった。それは税率について学派間に見解が統一していず、また徴税そのもの(徴税の機会・場所を含め またイスラム法においても税率はやや明確を欠く部分があった。後のオスマン・トルコ帝国のいわば官学派をなした そもそもイスラムの法学でも、関税('ushr,または複数形で'ushùr 十分の一税と同じ)は明確な規定に欠ける項 必しも国境に限って実施された税制ではなかった。すなわち、この徴税官('âshir 複数 'ashir)は、カリフ政権

immi)戦争の民(harbi)からともに○一%を徴収するべきだとしでいる。シァーフィー派は関税は不法で、商品えしている。それが第二代カリフ、ウマルの規定した制度であると、同学派は主張する。一方マーリク派は被保護民('d る税率は区々である。オスマン・トルコの税率は、イスラム教徒と被保護民に対する税率でハニーファ派の見解と近似 の課税は取引に対してのみ課税されるべきだ、としている。このように被保護民と外国人(すなわち戦争の民)に対す(6) 民(harbi)からは相手方と同率を(mujâzât)原則とすあるが一般に一〇%、('ushr, 、 の関税を徴収する」と主張 ニーファ派では、「関税吏 ('âṣir)はイスラム教徒商人からは二・五%、 被保護民 (dimmi) からは五%、戦争の

しているが、外国人えの税率ではむしろ対等(mujazât)の原則が慣習化したようで。低率である。

1

ン大帝のシリア州

カン

ヌにおける関税

と商品税

イスラム法でも論争の対象であっ 二に国内関税も広く存在した。国際的な遠隔地取引の商品に関税が反複賦課され累重するの東洋社会の た。 マーリク派はイス ラムの国境で一度課税 された商品 には国内の他の徴税官 古い 慣 溶

様ではないことは結 'âshir') の重複課税は認められない、 このようにイスラム法学においても、 地方的に異る貿易商品えの課税制 関税はなんら国境通過商品に対する課税のみを意味せず、 としているが、それがどの程度実効のあった規定はか不明である。 はアラブの教権を以てしても、 つの宗教的原理で再編成 また関税率

することの出来なかった事情を、反映しているといえよう。

は次 で貨売される機会ないし、 ではイスラム教徒に二%、 てみると、 れている(第四条)。 リポリ州カヌンナーメ第三条)。またフランスからの輸入品についても同率の課税が行われた。(同第二条)。 をも外国品えの税と呼び関税に含めている。すなわち輸出入された商品は resmi gümrük を納めたうえ、 と他のイスラム諸国との間の輸出入商品は、 (resmi kapan) しかし、 売手一〇%、買手の外国商人から一五%、 のような率を示している。まづ、 ・スラ 実際関税率はオスマン・トルコの各州で区々あるといえる。 五%(棉)、 と著 たとえばトレビゾンでは、 ۲ ルコの関税制度では、 しく相違する。そこでは多くの商 の関税率がイスラム教徒に二・五%、 七% 一%、税関手数料(resmi kalem)一%か、 また輸出入商品で、 (金属)、 がここ。 度では、国境や税関において果と、、 度では、国境や税関において果と、、、 被保護民に四%闘争の民には五%が課せられている。このようこと (1) 被保護民に四%。闘争の民には五%が課せられ、ミ 他の州え転送、 などの計量税 トリポリからフランス方面 再輸出される際に トリポリ市内で取引されるものは、 (教徒ととこと)、香料税が徴収された。そのま、、(10)がとられた。 関税一%、計量税一%、関税手数料一%で、計二—三%と低率におさえら 品 が、 被保護民に五%、 四%程度であるが、 'adet i dellâliye そのいづれかが課され、 国際貿易の中心地で比較的制度の整備したトリポリで に輸出される商品は、 戦争の民に五一一〇%とみても、 イスラム教徒と、 普通売手買手の双方から四% このように率はすこぶる区々であ とくに極東、 とか hakki kible を課せ 通常、 合計四%-五%となった 被保護民の差別も分明 インド方面の香料は高率 関税 三%と、 シリア州 ミティ せられるもの のものに その都市内 别 また同港 に計量税 レネ港 0 つい 関

1

新征服のキリスト教地域で関税上の厳しい差別待遇を実行させた理由であっろう。

面 人の収益税に当るともみられる。ダマススクでは郷市商人えの課税が、イラクやエジプトでみられた店舗税 すべて取引に対する課税の形式がとられているからである。 だその課税総額はすこぶる高額ともいえる。しかし、後者は文字通り仲買税で、 別の観点からすれ 0 形でな

kapan) らを総計すれば関率率はイスラム法学の基準を遙かに凌ぐものとなろう。 diye /人国 果税関自身でその運営経費を捻出する必要に迫られて生じたものである。事実小アジアの諸港でも、 の負担という性質のもので、むしろ本質的には関税の一部である。関税収入がほとんど総てを国庫に吸い上げられる結 しかし、税関では関税(gümrük bacı) 、 | kullo | point | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | community | communit カヌンではまだごく低率のものであったが、十八世紀には関税に匹敵する高率となった場合もある。 【の∥の意)reftiye (∥出国の∥の意)と呼んで同一の手数料が徴収されている。(4) これらはいわば税関事務上の直接経費 これは一六世紀スレイマ der ämed (äme-計量税

る高 の税種目で差別はされているが)。したがって、 ここではこの宗教的身分による差別の原理すでにかなり弛 神が多分に貫れている点は注目に値する。シリア州ではヨーロッパ人へいわば 強い宗教政策をうちだした国家であり、そこで征服によって穫得された新たな「イスラム地域 であろう。 頻繁な小アジアやバルカンの諸地域で差別待遇を激しくしたのは、一見奇異な観があるが、 強固なイスラム教権を樹立する必要があったからである。 関税率がイスラム法の基準を逸脱しているのに比すれば、宗教的身分による差別待遇が残存してイスラム法の基本精 オスマン・トルコが濃厚にイスラム的なアラブ諸地域でなく、被保護民が比較的多数居住し、戦闘の民の往来 ただ dimmi との差別が存在したかどうかは法文で挙示されていず、 トリポリ州の関税ではこの差別待遇はほとんど完全に消滅しているようにみられる。これに反して、 ドス島、 ギリシァなどの諸港ではこの差別が、税率はアラブ帝国ほど相違しないにしても、 オスマン・トルコ自身はまづバルカン地方のキリスト教地域の征服を最高の国家目的 いわば神政政治的な宗教原理を純粋・強硬に打ちだす必要が 明らかでない harbi に当る) に対する税率がすこぶ 実はすこぶる自然な成行き (もちろん人頭税など他 dâr ul islâm」には、 一応貫徹されて に掲げ、 L

である。(これの甫真を・・・・ 五九九年レバノン会社商人えの関税を三%に引下げた。五九九年レバノン会社商人えの関税を三%に引下げた。 も通行税(陸上関税kara gümrük)を免除される特権をえた。いいかえれば一六・七世紀の外国人関税はトルコ政権の内関税への対策としても一六六九年ヨーロッパ商人は貿易港で関税を納付した証明を著すれば国内の如何なる税関でで ス人がイギリス人とおなじ特権を取得し、 (これの補塡策として masderiye という新税がアフメット一世のとき附課された。)一六七三年には しておかねばならないことは一六世紀末以降 一八世紀にはヨーロッパの通商国はすべてその特権を獲得している。 それ以前は すなわちメフメット三世はエリザベス女帝の求めに応じて、 /戦 闘の民々とも E 口 ッパ商人は いらべきョーロ 五%の関税を徴収されしていたの ーッパ人 への税率 トル フラン

よき繁栄した時代の象徴であった。

注(1 Gibb and Bowen, op cit. vol. 1, p. 121.

Aghnides, op. cit,

p. 314

5 Aghnides, op. cit. p. ibid, pp. 317-8. Abu Yûsûf, p.

6 ibid p. 315. al-Mâwardi, chap 15

その他にも課税技術上の問題は少くない。イスラム法上イスラム教徒の使用が認められない商品

(豚や酒)

は、

経済価値

された奴隷) ibid.p. 321) 禁忌と関連して異論の多い事項がある。また果実、野菜、ミルクなどの腐敗し易い商品は関税を必 要としない をもたない筈のものであるから関税は課せられないとか、 で自由人でない場合は支払の裁量権がないから課税しえないなどという納税資格上の問題もあった。 (するとの主張もある)という商品の種類での差別の視点もある。 酒のみは課税しうる また商品運搬者が mukâtaba(業務を委托 (Aghnides, ibid p. .320) とか、 (Aghnides の宗政

8

10 9

ン大帝のシ

y 7 州 カ

H る 関税

六九

法政史学

12 2. (T) H p 221 (商品の計量器に対する税

13

- Wood, A History of the Levant Company. Lond on, 1935,
- ibid p. 14. Hammer, Staatsverfassung, vol. Ip. 221.

(税関の役人に対する報酬

- & Bowen, op. cit p. 13, A
- 16 護民に五%と(二巻二三五頁)、 Wood, op cit. pp. 14, $27 \sim 28$ & Bowen, op. cit p. ハンマーは「ヨーロッパ人に三%、内人国に五%」(一巻二一五頁)とのみ記している。 15. 従ってドーソンはトルコの関税は 「ヨーロッパ人に三%、 イスラム教徒に四%、

五 市

シリアに おいてはあらゆる商品が、その取引の際税(resmi)を徴収された。その税額は商品別に精密に規定され、

ている。 商品ザカートは取引される品物について、 その価格の四〇分の一(二・五%)が喜準である。

うに商品と見做されるか否かに論争のあるものがある。(2) じている。こうして、 めの技術的困難がある。結局標準物価によって課税し、従って必しも二・五%の税率には厳密に拘束されない結果が ('ashir) ほど税率の異論はないが原理どおりのものでもない。 商品税はつねに定量の商品について税額が定められるようになっている。そうなると税額は四〇 また実際の売価が一種類の商品についても恒常不変ではない 売買される家畜(sawa'im)や土地 のよ

どの記録にみるように、 ブワイフ朝スルタンが九八五年「 都市の商品税が誅求の好対象となった事情が知られる。 絹および綿製品に価格の一〇分の一 の税を課しようとし、 市民の猛反対を蒙った」

分の一の原理を無視してしばしば引上げられた。従ってカイロの都で「市場ではすべての商品に税がかけられた」とか(3)

業を好餌とした支配者の圧力を回避することができなかった。 シリアの商人は統治権の圧力を間接化するような自治組織を以てこの重圧を阻止しようとしたが、 オスマン・トルコ時代においても、 カリフの代理たる治 結局活潑な中継商

ス

才

ン大帝のシ

リア州

カ

2

ヌにおける関税と商品税

(岩永

米 アの首都として、ことに市場が発達していた。当時のダマスクは人口八万ないし一○万程度の都会で、 総長(ra'is または sheyh al megbyih)は警察・民政について市民を代表した。古い歴史をもつダマスクス 通じて行われた。 所(dâr)において営業した。官憲との接衝は組合の長(çayh)および書記(kahyās アラブ諸都市では して組合(tâ 'ifa)をもち、 南米約九〇〇米の隋円形の城壁にとりまかれていた。 しかし、アラブ諸都市においてはそれは また都市は区(halâ)に区分されて一部に警察権をももっていた。 は都市商人の活動に対して絶対的支配権をもち、 業種別に集合した店舗、 一種の間接的機構を通じねばならなかった。すなわち商人は すなわち市場(sûk)あるい 主要な市場(sûq, bâzâr)と際商旅館 とくに度量衡の維持や、 5 は 区の長 (shayh) 商品取引所隊商旅館 徴税に最 (hân) 東西約 大の関 自治 および全区 munadi)を (Hân) は次のよう 的機構 心を寄 八〇〇 はシリ

市場での取引に (10) 入ったミドハト・パシァ市場通りに添って綿花市、 れるアサド・パ 接して羅紗市場、 なものがみられる。 (Hân el Tutun) 対してか、 シァ商会 (Asad Pasha Hân)、紙商市 (Sûk el Warrakin)、 綿花市場、 絹物市 (Suk el-Harû) 主城に南接した東ローマ人市場、 倉庫における商品に対してか課せられた。 ウマイア大寺の南方に貴金属市場 現在のミドハト・パシァ市場通に接する辺りの、 毛皮市、薬剤市などが連っていた。 ウマイア大寺を東西に貫く目貫のスーク・ハ (Hân el Sagha) 絹物商市 バグダードなどで店舗税の形をとったのと根本的 鉛市 (Hûn el Nuhas)、 シリアの商品税はほとんど総 Hâne 1 Harir) ダマスクス最大といわ ミーデ また西 I お 一通りに

卸 売買する者は投機家 1 yudira 1 一売が大きな比重を占めたためであろう。 スラム諸地との間の遠隔地取引を対象とした商業が多かった。 シリアの市場税 フ 派と異り)。 るものであろう。 が、 は 年に一度収益総額に対するザカートを納めればよく、投機 (irtisâd al-aswog) これは商業に対して売買 muhtakir 販売高、 それ 倉庫の在庫高に従って徴収されたのは、徴税強化の手段であり、 であり、 は市内の商業が消費物資の販売ではなく、 商品 シリアはエジプトとともに州内商業より、 |の度に課税するエジプトやシリアの慣習を合法化しようとした立論であ の現金化された度にザカートを納める々と主張する(ハ イスラム法学でもマーリク派は 本来関税の対象 アジア奥地とヨーロ をなし この都市 ル唯売り買いす (man てい = のため 、る通 の商業 フ ある 7 にる者は 派やシ の性

リアの市場税は、イスラム宗教法の原理を冒して、慣習を容認していたし、また加重される傾向にあったとみられる。 った。ここには法学理論と古く深い慣習との結合がある。同じ商業に従事する商人の非投機的国内商業にのみ定期(年 回)に徴税する制度はとりがたく、一般的に《販売の都度》の徴税が行われたものであろう。このような意味ではシ

技(一) Z. E. E. p. 221, p. 224

シリア州カヌンの第八条第二十三条にはそれが《カイト・ベイの時代の習慣である》とか、《古くからの制度》である

- (\alpha) Aghnides, op. cit.p.
- 3 A. Mez, Die Renaisance des Islams. Heidelberg, 1922. p. 117.

Ibrahim Hassan, al-Nizam al-Islāmiyāt, Cairo, 1939. p.187.

(4) A. Mez, op. cit. p. 120

Rashid al Burawi, Halât Misri 'I-Iqtisadiyât fi 'Ahd al Fatimiyin. Cairo, 1947. p. アラブ諸都市の商人ギルド制度と都市の構造についてギブは次のように述べている(但要約)。

をもって集団的に営業した。組合員は規定された種目以外の商品の取扱を禁じられてい、とくに価格を一定に制限された。 使を監督し、税を徴収する権限をもった。一方商工業者はかれらの自治的機構をもった。商工業者の組織の中核は組合で同 業種の手代や徒弟をかかえる独立の商人や手工業者で構成された 組合はそれぞれの業種別の店舗の集合した市場 オスマン・トルコ時代においても都市の監督官は治安監(muhtesib) で、かれは治安の責任をもち、度量衡の正しい行

特に当った。また都市内の全区を代表する長があり、かれは全市氏の代表者として官憲との交渉に当った。ダマスクスでは 門をもち、共同施設として、寺院・浴場・市場などをもった。各区にも長(seyh)があり警察権をもち区の統一と秩序を保 てや組合員の扶助などに当った。大都市は区(hâra) に区分されたが、 これは多数の市場や住宅を包合した広い地域で、 (merh、アラブ諸州では tes 'ir という)。組合は長(sayh)をもち、かれは書記(munâdi, kahyâs) とともに税の割当 (ra'is) または seyh el mesayih と呼ばれている。Gibb & Bowen, p.ocit, vol 1. part 2. pp. 276~299

 $\frac{6}{6}$ 一八世紀の末ヴォルネーは八五〇〇〇人(C. Volney Voyage en Egypte et en Syrie, 1783~5. 3rd ed. vol. 2. 151). オリヴィエは一〇万とみている(C. Olivier, Voyage dans 1'Empire othoman. Paris, 1807. vol 2,

-)。それを多くは下らなかったであろう。
- 7 G. Sauvaget, Esquire d'une histoire de la ville de Daas, in Revmue des Etudes Islamiques.
- 8 か階上、階下に三〇室宛計六〇室をもつ大隊商宿舎であった。 Wulzinger, Damaskus die islamische Stadt, 同書によればソスアド・パ シァ・ ハーンは、 二階建てで事務室のほ
- Hammer, Staatsverfassung, vol. 1. p. 222. sqq. Gibb & Bowen, op. cit. vol. 1, part.2, p. 44

10

Hammer, op. cit. p. 235

11 Aghnides, op. cit. pp. 275~6, Muwatta, p.

中央政府の直接の財源の比重はシリアにおいてはかなり高かったとみられる。(栄邑地九四九万 akge ekçe 内外に対し)。スレイマン時代のこのような財政の均衡は、 の的確な計数は極めて乏しい。 敢行した帝の未年においても、 って、確保されたといえる。第一の点は現金収入の大きい都市=商業的課税に強く現れている。当時の各種の租税収 スレイマン大帝の治世には帝国の国権が確立していたとともに、財政的基礎も強固であった。 一七世紀中棄には 二億三〇〇〇万 akçe から 一億五〇〇〇万 akçe の赤字が常態であった(収入 三億 しかし、 財政不足は六百万 akge を出なかった(中央政府の財政収入三十三・ 五億 前述のように(二節注一一)州の全収入中に占める関税や商品税云いかえれ 一方では強力な徴税権と、 方では隠健な政策に ある程度無理な外征 に比し六三三

る関税・市税収入は、 ても大過ないであろう。 地租の高率であった近世初頭においても大差はなかったから、 この点ではスレイマンがシリア州のカヌンにおいて関税および商品税に大きな比重をよせた事 かなりの額を占めてい たと推

(岩永)

レイマン大帝のシリア州カンヌにおける関税と商品税

入の約三分の一に上っている。近世のエジプトにおいてはスエズ運河の開通—棉花栽培の興隆の結果、(3)

占める比重は著しく変化している(かつ増大している)が一六世紀においてもなおこの高率にあった。

通過商業が依然として盛な状況にあり、

現在も財政収入の常に五〇%をこえ

シリアにお 関税の全財政

産業・商業構造は顕著な変化はなく、

ekçe という計数にはスルタンの直領の地租収入も含まれているが)。当時エプジトでは関税・ 商品税の 収入は 地租

情は充分理解できよう。

ることを重視する点にもみられる。 第二に租税政策の健全さはシリア州のカヌンの諸規定が決して狂信的・宗教主義的な作為に走っていない点に指摘 それは、 カヌンの規定の原則がこの土地の古くからの伝統と慣習をそのまま承認して、秩序ある機構上に運営す そこにイスラム法にとらわれず地方慣習を成文化さうとする立法者の首尾一

態度がみられる。その点は、 スレイマン帝即位の直後にあったマムルー軍団反乱の余燼を抑え、

地域として安定させようという統治者の意慾の反映でもあろう。

しかし一方慣習の尊重はシリア地方の商人層勢力と商

一方イラン遠征の背後

額税・請負税、 実徐々に十七世紀から出現した。 業主義の温存でもあり危機の萠芽をもたなくはない。 独占税 (キリスト教徒の酒販売税の場合)が十七世紀初頭から逐次拡大してい、 スレイマン時代の塩や加里の課税の一部にあったような(二節Ⅳの そこに官憲と商人層の狎合いの余地を蔵した。そうした紊乱は事 一八世紀末ヂァ 特定商品

えるとスレイマン帝のカヌンに規定された租税制度の健全さというものも、 人の独占専買権下に委ねられ、 ル・パシアの支配時代には、多くの都市の商品税・関税は請負制(mugata'ât)となりほとんど大部分の商品は特定商 えたという点を見のがしえない。 物価の動揺、 と社会不安をひきおこしたことによく反映されている。こうした経緯を考 帝の秀れた統治力と相俟って始めて発揮し

注(1) Gibb & Bowen, op. cit, p. 25

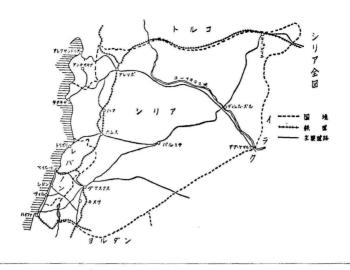
Gibb & ibid, p 26

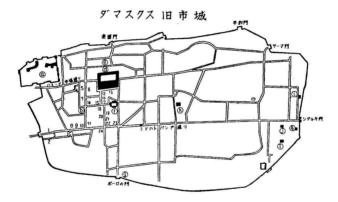
3 地租の総収入九〇四五万パラに対し、 & Bowen, pp. 40~41 関税が一九四四万パラ、 大部分市場税とみられるパシアの課税一〇八七万パラであ

Estéve, le Comte. Paris, 1839. Memoire sur les Finances de l' 'Egypte,' Description de l' Egypte, Etat moderne, vol,

4 Gibb & Bowen op. cit, p. 67∼68

(一九五九、五、二七)





凡例 a. 旧主城 b. ジァウハリア学林 c. ムナーシド・モスク d. ウマイヤ大モスク e. サラディン廟 f. アザム宮 g. ポーロ門 h. ギリシア・オーソドックス教会 i. 聖ルイ病院 j. シリア・カトリック教会 k. アルメニア教会 1. ギリシア・カトリック教会 (訂正 ポーロの門は1の東南の門)

1. 棉花市 2. 梳毛市場 3. ミドハト・パシァ市場 4. 棉花商館 5. 羅紗市場 6. 家具商館 7. サフラン商館 8. 化粧料商館 9. オレンヂ商館 10. ジァクマック商館 11. 衣料商館 12. 金銀商館 13. 木靴市場 14. 絹商館 15. おおむ商館 16. まるめろ商館 17. 敷物商館 18. 絹市場 19. 毛織物商館 20. 穀物市場 21. アサド・パシァ商館 (薬草) 22. 紙市場 23. 銅市場